

入 札 公 告

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 し ま す 。

令 和 7 年 5 月 1 日

国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
理 事 （ 水 産 大 学 校 ） 藤 井 徹 生

1 . 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 及 び 数 量 令和 8 年 度 一 般 選 抜 入 学 試 験 福 岡 試 験 場 賃 貸 借 業 務 一 式
- (2) 調 達 仕 様 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (3) 履 行 期 間 自) 令 和 8 年 2 月 1 0 日
至) 令 和 8 年 2 月 1 1 日
- (4) 履 行 場 所 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (5) 入 札 方 法 落 札 決 定 に 当 た っ て は 、 入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 1 0 0 分 の 1 0 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は 、 そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て た 金 額) を も っ て 落 札 価 格 と す る の で 、 入 札 者 は 、 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず 、 見 積 も っ た 契 約 希 望 金 額 の 1 1 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と 。

2 . 競 争 参 加 資 格

- (1) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 契 約 事 務 取 扱 規 程 (平 成 1 3 年 4 月 1 日 付 け 1 3 水 研 第 6 5 号) 第 1 2 条 第 1 項 及 び 第 1 3 条 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。
- (2) 令 和 7 ・ 8 ・ 9 年 度 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 競 争 参 加 資 格 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 「 役 務 の 提 供 等 」 の 業 種 「 会 場 等 の 借 り 上 げ 」 で 「 A 」 、 「 B 」 、 「 C 」 又 は 「 D 」 の い ず れ か の 等 級 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る こ と 。
- (3) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 理 事 長 か ら 物 品 の 製 造 契 約 、 物 品 の 販 売 契 約 及 び 役 務 等 契 約 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。
- た だ し 、 全 省 庁 統 一 資 格 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る 場 合 は 、 国 の 機 関 の 同 様 の 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。
- (4) 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 7 7 号) 第 3 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 者 で な い こ と 。
- (5) 本 業 務 を 履 行 し う る 体 制 が 整 備 さ れ て い る こ と 。

3 . 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競 争 参 加 希 望 者 は 、 以 下 に よ り 入 札 説 明 書 等 (入 札 説 明 書 、 入 札 心 得 書 、 契 約 書 案 、 入 札 書 様 式 、 委 任 状 様 式 等) の 交 付 を 受 け る こ と 。
- ① 直 接 交 付
山 口 県 下 関 市 永 田 本 町 二 丁 目 7 番 1 号
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 水 産 大 学 校
校 務 部 会 計 課 用 度 係
電 話 0 8 3 - 2 2 7 - 3 8 2 6
F A X 0 8 3 - 2 6 4 - 2 0 8 0
- ② 宅 配 便 着 払 い に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 令 和 8 年 度 一 般 選 抜 入 学 試 験 福 岡 試 験 場 賃 貸 借 業 務 入 札 説 明 書 宅 配 便 に て 希 望 」 と 記 入 し 、 社 名 、 担 当 者 名 、 住 所 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こ と 。
- ③ メ ー ル に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 令 和 8 年 度 一 般 選 抜 入 学 試 験 福 岡 試 験 場 賃 貸 借 業 務 入 札 説 明 書 メ ー ル に て 希 望 」 と 記 入 し 、 社 名 、 担 当 者 名 、 メ ー ル ア ド レ ス 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こ と 。

4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕 様 書 等 に 関 し 質 疑 が あ る 場 合 に は 、 令 和 7 年 5 月 1 2 日 ま で に 上 記 3 . あ て に メ ー ル (ア ド レ ス は 入 札 説 明 書 に 記 載) 又 は フ ァ ッ ク ス に て 質 疑 を 行 う こ と 。 当 日 ま

での質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に
対して行うとともに当機構のホームページにて公表する
ことにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付
け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の
個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等
を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所
を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答す
ることがある。

- 5 . 証 明 に 関 す る 事 項
- (1) 提 出 書 類

(2) 提 出 場 所

(3) 提 出 期 限
- 競争参加者は、上記 2 . (5)を証明する証明書等を提出
しなければならない。
本業務と類似する業務を行った実績表。
3 . ①に同じ。
令和 7 年 5 月 1 6 日 1 7 時 0 0 分

6 . 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等

- (1) 入 札 の 日 時 及 び 場 所

(2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所
- 令和 7 年 5 月 2 0 日 1 4 時 3 0 分
山口県下関市永田本町二丁目 7 番 1 号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産大学校 本館 1 階 第 1 会議室 A

令和 7 年 5 月 1 9 日 1 7 時 0 0 分
3 . ①に同じ。

7 . そ の 他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

(3) 入 札 の 無 効

(4) 契約書作成の可否

(5) 落札者の決定方法

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知
書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。
- 日本語及び日本国通貨。

免除。

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札
書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

要。

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札
を行った入札者を落札者とする。

8 . 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長
相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注 1 とし
て再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めているこ
と※注 2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開
発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注 1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有す
る者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力
を与えると認められる者を含む。

※注 2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲
げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引
の実績による。
- (2) 公表する情報

上記 (1) に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契
約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 O B ）の人数、職名及び
当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいず
れかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/plledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 : 令和8年度一般選抜入学試験 福岡試験場貸貸借業務
2. 物件所在地 : 福岡県福岡市
3. 貸貸借期間 : 令和8年2月10日 18:00から
令和8年2月11日 18:00まで
○令和8年2月10日の18:00から2時間程度、事前準備作業として使用する。
○事前準備として本校が使用した後は無人となるが、翌日までそのままの状態とするよう取り扱うこと。
4. 業務概要 : 令和8年度水産大学校一般選抜入学試験の実施会場として、その試験が確実に円滑に行えるよう、外部利用者と受験生が明確に区分され騒音の少ない環境の部屋及び必要な備品等の提供を行う。
5. 受験予定者数 : 220名
6. 品目及び使用日数・数量等
 - (1) 机レイアウトの基準（各室共通）
 - ① 詳細なレイアウトは、受験者数の確定後（令和8年1月末を予定）、本校より別途指示する。
 - ② 1台の長机（1.8m）には、2名（壁に接する場合は1名）を着席させる。
 - ③ 机の間隔（前後及び通路）は、70cm以上とする。
 - (2) 試験会場（2日）
 - ① 受験予定者数の収容に必要な部屋数とし、1室の収容人数は70名程度を基準に可能な限り110名を超えないことが望ましい。
なお、部屋数の上限は3部屋程度とする。
 - ② 板書のできる黒板又はホワイトボードを1台以上設置すること。
 - (3) 本部室（2日）
1室とし、40名以上を収容できること。
 - (4) 予備室（2日）
3室とし、20名以上を収容できること。
 - (5) 案内掲示板（2日）
試験に関する案内を壁、扉等に掲示が可能なこと。（ホワイトボード等による代替可。）
ホワイトボードを一箇所以上設置すること。
 - (6) 音響設備一式（試験当日）
1室の広さに応じて、有効な音響設備を備えること。
7. 立地条件
 - (1) 受験生に対する周知及び利便性を確保するため、鉄道駅からのアクセスが容易で、かつ認知性が高いこと。
 - (2) 試験場及び隣接地において、騒音が発生する工事等の実施予定がないこと。

8. その他

- (1) 原則、フロア単位の借り上げとし、フロア数は連続した3フロアまでとする。やむを得ずフロアの一部を借り上げる場合は、他者が使用する部屋と試験場とが隣接しないように1部屋空室を挟むなど、他の行事等により入試の実施に際して騒音等の影響がないよう十分配慮すること。
- (2) 試験会場が2階以上となる場合は、エレベーター（複数機あるのが望ましい。）及び屋内階段を有すること。
- (3) 玄関ロビー等の共用スペースに受付ブースまたは案内板の設置が可能なこと。
- (4) 窓の開閉、換気扇、空気清浄機等により、換気が可能なこと。
- (5) 試験会場階のトイレの設備は、男女ともに十分な数があること。また、試験会場階以外の階も使用可能であること。
- (6) 本仕様書に記載の無い事項については、本校担当者と協議の上、その指示に従うこと。